

# 児童生徒への適切な指導のために

## ～ 指導の進め方 ～

児童生徒への適切な指導のためには、まず、**教師一人一人が日頃から児童生徒にしっかりと向き合い、丁寧にかかわる**ことが重要です。その上で、児童生徒が問題に直面したり、課題を抱えてしまったりした場合には、**組織的に対応**することが必要です。

組織的な対応を充実させるためには、児童生徒への指導の進め方を校内で共有しておくことが大切です。

「おやっ」  
と思う子がいたら…



## ～ 指導の進め方 ～

- 1 • 実態把握(情報収集・整理)
- 2 • 目標や内容・方法の検討、役割分担
- 3 • 共通理解
- 4 • 実践
- 5 • 評価・改善

1

児童生徒の実態を把握します。

### 実態把握のポイント

- ① 本人がつまずいているところ、課題
- ② つまずいている中でも、比較的うまくいく場面
- ③ 良いところ、努力しているところ、好きなこと
- ④ 所属する集団（学級や部活動など）の状況、及び本人と集団との関係
- ⑤ すでに指導していること、配慮していること
- ⑥ 本人、保護者の願い

「よさ」にも目を  
向けましょう！



実態を把握する際には、学習面・生活面・進路面を中心に、観察・聞き取り・アンケートの結果など、様々な方法を組み合わせて情報を収集しましょう。

## 指導の目標や内容・方法の検討、役割分担を決定します。

会議を開き、児童生徒の目指すべき方向を念頭に置きながら、より具体的な指導の目標等を設定し、役割分担を決定します。

### 会議の流れ

- ① 現状を把握・共有し、課題を明確にします。
- ② 生じている課題の要因や背景は何かを考えます。
- ③ 指導の目標を設定します。
- ④ 指導のアイデアをできるだけ出し合い、実現可能なものに絞ります。
- ⑤ 誰が、どの場面で、何を、いつまで指導するかを参加者全員で確認します。

### 指導のアイデアが思い浮かばないときは…

もう一度、対象とする児童生徒をよく見ましょう。

- ① なぜ、そのような状況になっているのか
- ② どんなときにうまくいっているのか、問題となる行動が生じる前には、その子にどのようなことが起こっているのか
- ③ その子のよさや、努力しているところ、好きなことを生かすにはどうすればよいか



今まで指導してきたことの中にも、  
ヒントとなるものが必ずあるはずです。

## 誰が、どのような指導をするのか、共通理解を図ります。

指導に直接かかわる教職員の中で、会議に出席していなかった人には、具体的にどのような指導をしていくのか、十分に伝えます。また、誰がどのような指導をしていくのか、会議で検討された内容を朝の打合せや職員会議等で周知し、指導に差異が生じないようにすることが大切です。

### コーディネーターは管理職へ報告を！

会議で話し合った指導の方針等について、管理職へ報告します。管理職の力添えを受けることで、先生方の理解を得やすくなり、指導を円滑に進められるようになります。定期的に報告・相談する機会を持ちましょう。

4

## 指導を実践します。

役割分担に基づいて指導を行います。効果的な指導が実践されるよう、指導に携わる人は、児童生徒の小さな変化についても、お互いに情報交換をしましょう。コーディネーターは積極的に声をかけ、こまめに進捗状況を確認しましょう。

指導の経過を共有する方法としては、児童・生徒指導用のファイルやパソコンの共有フォルダの活用などがあります。



### 記録を大切にしていきましょう！

指導に直接かかわる先生は、個別の指導記録簿などを活用し、指導の様子を文章化しておきます。振り返る際に役立つのはもちろんですが、有効な指導の継続や先生方の指導力の向上にもつながります。

5

## 指導の評価・改善をします。

一定期間の指導の後に、指導の評価の時間を設けます。

### 指導の評価

- ① 目標は達成できたか（できなかったか）
- ② 目標が達成できた（できなかった）のはなぜか
- ③ 指導の内容・方法について、教職員間で連携が図られたか

目標が達成されなかった場合、指導の改善を図ります。

### 指導の改善

- ① 再度、児童生徒の実態を確認する
- ② 評価の際の考察も踏まえて、指導の目標や内容等を設定する

小さな変化を見取って、次の指導に生かしましょう。



十分な成果が得られたと判断できた場合は指導を終了します。

## 適切な指導のために…

児童生徒への適切な指導のためには、表面上の問題にとらわれず、児童生徒理解を深めることが大切です。

### 児童生徒理解を深める三つの視点

#### 児童・生徒指導

- ◆ 非行・暴力行為・いじめ など
- ◆ 不応・不登校 など
- ◆ 発達障害の二次障害 など

教育相談

特別支援教育



栃木県総合教育センターHPでは、児童生徒が抱える課題に即した対応の事例集を掲載しています。

「児童生徒への適切な指導のヒント 事例集」で検索してください！

#### 栃木県総合教育センター教育相談部発行資料

- 校内支援体制構築のための参考資料  
～ 平成24年度校内支援体制研修受講者の実践事例及びアンケートから ～ (H24)
- 校内支援体制構築のための手引き書  
～ 一人一人の児童生徒が生き生きと学校生活を送るための組織作りQ & A ～ (H25)

※ センターHPからダウンロードできます。

栃木県総合教育センター 教育相談部  
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070  
TEL 028-665-7211  
発行 平成27年3月